

水道メーターの検針に協力を 12月20日(金)～26日(木)

水道メーター検針についてのお願い

- ◆メーターの上に物を置かない
- ◆犬などのペットは、この期間はメーターから離れた場所につなぐ
- ◆「検針できませんでした」のお知らせが投函されていたら、メーターの指針を確認し指定の連絡先へ連絡する

井戸水を使用している人へ

井戸水使用の開始・廃止や、使用人数の変更は、連絡してください。

●問い合わせ先

料金施設課料金担当

☎(580)1923

漏水の早期発見のために



水道の使用水量がいつもより多い、使用していないときにも水洗トイレの水が出る、家の周りでも同じ場所が湿っているなどの異常を感じたら、まず、水道メーターを確認してください。水道の蛇口を全部閉めた状態でパイロット(銀色の円形のもの)が回っていれば、漏水の疑いがあります。

漏水は、水道料金の請求額が増えたり、建物に悪影響を及ぼしたりすることがありますので、大野城市指定給水装置工事事業者へ連絡してください。



大野城市
指定給水装置
工事事業者一覧

水道メーターの取り替えに協力を 1月6日(月)～31日(金)

水道メーターは8年に一度取り替える必要があり、有効期限が近付いているメーターの取り替えを地区ごとに行っています。

- ◆取替対象には、はがきで通知します。
- ◆はがきは、取り替えが始まる1週間前までに郵送します。
- ◆取り替え作業中は15分程度水が止まります。作業が終わるまでの間、蛇口は全て閉めてください。

地区	委託業者
◇山田◇大池	(有)西南空調 ☎(504)0819
◇瓦田◇中央◇錦町	(株)山本配管工業所 ☎(581)2136
◇月の浦◇南ヶ丘1～3丁目 ◇つつじヶ丘	(有)木本設備工業 ☎(513)3688

●問い合わせ先

料金施設課給排水設備担当

☎(580)1928

下水道排水設備の指定工事店・工事責任技術者の登録 (令和7年度)

- 申請書類 ホームページ掲載の様式を使用してください。また、料金施設課(市役所新館2階)での配布も行っています。

令和7年度の
排水設備指定工事店・責任技術者の
新規・更新登録の受付について



- 申請期間(新規・更新) 1月14日(火)～24日(金)(土・日曜日を除く)
- 申請時間 午前9時～午後3時半
- 申請と問い合わせ先

料金施設課給排水設備担当

☎(580)1928